

計画策定年度	平成26年度 (平成28年5月変更)
計画主体	島根県邑南町

# 邑南町鳥獣被害防止計画

## 〈連絡先〉

担当部署名	島根県邑南町農林振興課
所在地	島根県邑智郡邑南町矢上6000
電話番号	0855-95-1116
FAX番号	0855-95-0171
メールアドレス	sanshin@town-ohnan.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ アライグマ ヌートリア カワウ、サギ類
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	島根県邑南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成25年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	980万円 10ha
	野菜類	75万円 0.7ha
	飼料作物	50万円 0.8ha
	その他	30万円 0.2ha
ニホンザル	水稲	5万円 0.5ha
	豆類	50万円 0.4ha
	野菜	100万円 1.3ha
	その他	91万円 0.7ha
ニホンジカ	水稲	33万円 0.3ha
	野菜	—
ツキノワグマ	果樹	—
	蜂蜜	—
アライグマ	果樹	—
	野菜	—
ヌートリア	水稲	10万円 0.06ha
	野菜	—
カワウ、サギ類	放流魚の食害	420万円

(2) 被害の傾向

邑南町においては過疎化、高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い、野生鳥獣による農作物への被害が目立ってきている。町では電柵導入、捕獲檻に対する助成や地域ぐるみでの獣害被害防止への啓発活動など政策を講じているが被害額が減っていない。

①イノシシ

被害は、水稲、野菜、タケノコ等の食害及び水稲の踏み荒らし被害であり、有害鳥獣の中で被害額は最も多く全体の83%を占める。被害地域は邑南町全体で報告されており、捕獲数は平成23年度に184頭、平成24年度に297頭、25年度に554頭である。トタン・シート・電柵等による被害防止対策がなされているが、農家個々の対応では限界に達している。今後は、荒廃農地の草刈管理や緩衝帯を設置する等、イノシシが出没しにくい環境を整備するなど環境対策を含めた集落ぐるみの取り組みが必要である。

②ニホンザル

被害は、水稲、各種野菜、豆類等、被害作目が広範囲に及ぶ、また、移動能力が高いことから、単なる柵や網では効果が得られていない。羽須美地区全域、石見地区南西部と隣接する瑞穂地区に大きな群れがあり、2つの野猿被害対策組合が組織され、被害対策に取り組んでいるが、組合員の高齢化や担い手不足等の理由で組織が機能していない部分がある。被害額は近年増加する傾向ではないが、農家の生産意欲は低下しており、状況は深刻である。

③ニホンジカ

農作物への大きな被害はないが、水稲若苗の被害が多い。目撃件数が近年さらに増えており、隣市の広島県安芸高田市において被害が甚大であることから、今後引き続き注意が必要である。

④ツキノワグマ

多数が生息しており、里山への出没が近年目立っている。山中に餌の少ない年は、人家に被害を及ぼすことが頻発する。関係機関と連携した被害防止体制で取り組む必要がある。

⑤アライグマ

目撃、被害ともに確認ができていないが、島根県中山間地域研究センターの調査で生息が確認されている。

全国的な広がりを見せるアライグマ被害に早期に対応する。

⑥ヌートリア

農作物被害額は少ないが町内全域に生息が確認されている。目撃情報も増えてきており、被害に早期に対応する。

⑦カワウ、サギ類

町内全域での生息が確認されており、石見地域、羽須美地域においてはコロニーも確認されている。放流稚魚の食害は主に江の川周辺であるが、深刻な被害が出ており、拡大を防ぐため調査及び対策を強化していく。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成25年度)	目標値(平成28年度)
被害金額	1,834万円	1,000万円
被害面積	14.9ha	10ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに猟友会会員、邑南町が任命した実施隊を中心に 捕獲班を編成し捕獲を行ってきた。</li> <li>・捕獲手段は銃器・わな・捕獲柵</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による狩猟者の減少。</li> <li>・捕獲機材の普及促進</li> <li>・獣肉加工の体制整備</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邑南町農林総合事業を行って防護柵設置者に対して補助</li> <li>・中山間地域直接支払い制度等協定集落、特定農業法人、集落営農組織へ対する啓発活動</li> </ul>	<p>農業者の高齢化による里山隣接農地の耕作放棄化が進む中、農家個人、町単独事業のみではこれらの対応が限界に達している。</p>

(5)今後の取り組み方針

邑南町では野生の有害鳥獣、特にイノシシ、ニホンザルについて、銃や捕獲柵による捕獲対策、トタンや電柵等による被害防止対策を実施しているが、近年、地球温暖化に伴う暖冬寡雪により、これらの鳥獣の生息環境が好転し個体数が増加すると共に、農業者の高齢化による里山隣接農地の耕作放棄化が進む中、農家個人、町単独事業のみではこれらの対応が限界に達している。

このような状況を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく、財政支援措置等を積極的に活用し、野生有害鳥獣の捕獲対策、被害防止対策、生息環境対策を地域の状況に応じて、総合的、複合的に実施する。

特に被害の大きいイノシシ、ニホンザルについて、重点的に被害防止対策を推進し、被害の軽減に努める。

なお、平成25年度中に大きな被害が報告されていないニホンジカ、ツキノワグマに関しては、島根県の計画する特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画、特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画に基づき対応する。

また、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、捕獲や被害防止対策等を実施することとする。

※今後の計画

- ①捕獲と防護柵の両面での被害防止対策を推進する。被害が甚大な集落については集落全体に防護柵を設置するなどの侵入防止対策を今後も継続し実施する。
- ②里山に隣接する荒廃農地の草刈りや放牧による緩衝帯の整備を定期的実施する等、野生鳥獣の棲み分け対策を積極的に進め農林業被害の軽減に努める。
- ③捕獲に従事する狩猟後継者や専門的知識を持ったリーダー等育成対策を講じる。
- ④地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ⑥処理加工施設を整備し獣肉を有効利用する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

邑南町有害鳥獣捕獲班	農林業者等からの依頼を受けて、各地域で編成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。
邑南町鳥獣被害対策実施隊	既存の捕獲班と連携した捕獲を行うことに加え、専門的知識を習得し、地域の指導的役割を担う。
外来鳥獣捕獲従事者	町の外来鳥獣捕獲従事者台帳に登録された非狩猟免許所持者で、狩猟免許所持者の監督下でヌートリア、アライグマの捕獲を行う。
邑南町有害鳥獣捕獲補助員	捕獲班、実施隊の指導の下、既存の捕獲グループに狩猟免許を持たない捕獲補助員を含めることで、地域ぐるみでの有害鳥獣駆除体制の強化を図る。

#### (2)その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取り組み内容
26年度	イノシシ ニホンザル	・捕獲機材の導入を地域に対して進める ・狩猟免許取得のための事前講習会等を実施し、狩猟者の確保、育成を行う。
27年度	イノシシ ニホンザル	・捕獲機材の導入を地域に対して進める ・狩猟免許取得のための事前講習会等を実施し、狩猟者の確保、育成を行う。 ・集落等で捕獲体制の充実を図り、被害拡大の防止に努める。
28年度	イノシシ ニホンザル	・捕獲機材の導入を地域に対して進める ・狩猟免許取得のための事前講習会等を実施し、狩猟者の確保、育成を行う。 ・集落等で捕獲体制の充実を図り、被害防止に努める。
26年度～ 28年度	ニホンジカ ツキノワグマ	・特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲や管理等に対応が可能な人材の育成・確保を図る。
	カワウ、サギ類	・集落等で捕獲体制の充実を図り、被害拡大の防止に努める。
	アライグマ ヌートリア	・外来鳥獣捕獲従事者による捕獲体制の充実を図り、被害拡大の防止に努める。

#### (3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシ	平成23年度184頭、平成24年度297頭、平成25年度554頭と年によって捕獲頭数にばらつきがあるが年間を通して被害があること、邑南町全域で被害があることなど生息頭数が減少している傾向はないことから年350頭とする。 被害が減らないことから平成26年度以降は捕獲強化を行い捕獲計画数を500頭とする。
②ニホンザル	ニホンザルの出没地域である羽須美地域全域、石見地区南西部と隣接する瑞穂地域の農作物の被害は甚大で、年間を通して被害があり畑作は作付けが困難な状態である。捕獲数は平成23年度19頭、平成24年度35頭、平成25年度17頭である。そこで、過去3年間の捕獲頭数をふまえ、また、捕獲に関する研究、新技術を積極的に取り入れることで平成25年度以降の捕獲計画数は30頭とする。 被害が減らないことから平成26年度以降は捕獲強化を行い捕獲計画数を50頭とする。
③ニホンジカ	捕獲数平成23年度4頭、平成24年度7頭、平成25年度15頭と捕獲頭数は低調ではあるが、群れの存在が確認されており、生息数が急増している。このため平成26年度以降捕獲計画数を50頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	500	500	500
ニホンザル	50	50	50
ニホンジカ	50	50	50

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンザル、ニホンジカは年間を通して銃器、わな、捕獲柵で捕獲を行う。対象区域は邑南町全域で行う。また、捕獲機材の研究、工夫を行い、新技術の導入も積極的に行う。 カラスは銃器、捕獲檻を使用し5月に羽須美地域を重点的に行う。また、捕獲機材の研究、工夫を行い、新技術の導入も積極的に行う。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 40,000m	ワイヤーメッシュ柵 30,000m	ワイヤーメッシュ柵 20,000m
ニホンザル	ワイヤーメッシュ・電気複合柵 10,000m	ワイヤーメッシュ・電気複合柵 10,000m	ワイヤーメッシュ・電気複合柵 10,000m

(2)その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取り組み内容
26年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家が共同して防護計画を策定し、防護資材の設置についても里山と隣接する圃場を囲むように広域的に設置する。</li> <li>・耕作放棄地の草刈り・耕起による管理の徹底、圃場に隣接した里山の下草の除去等の対策を講じる。区域外の平地においては、農地への生ゴミの投棄を廃止するなど、野生鳥獣が出没する環境を作らないという住民全員が共通認識を持てるよう、研修会、講演会を開催する。</li> <li>・牛の放牧を利用した緩衝帯の設置を行う。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回体制の確立。</li> <li>・専門的知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・放任果樹の除去。</li> <li>・モンキードッグの導入。</li> <li>・発信器を利用した接近警報システムの利用。</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・効果的な防護資材の検討及び啓発のための研修会や講習会を開催する。</li> </ul>
27年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家が共同して防護計画を策定し、防護資材の設置についても里山と隣接する圃場を囲むように広域的に設置する。</li> <li>・耕作放棄地の草刈り・耕起による管理の徹底、圃場に隣接した里山の下草の除去等の対策を講じる。区域外の平地においては、農地への生ゴミの投棄を廃止するなど、野生鳥獣が出没する環境を作らないという住民全員が共通認識を持てるよう、研修会、講演会を開催する。</li> <li>・牛の放牧を利用した緩衝帯の設置を行う。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回体制の確立。</li> <li>・専門的知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・放任果樹の除去。</li> <li>・モンキードッグの導入。</li> <li>・発信器を利用した接近警報システムの利用。</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・効果的な防護資材の検討及び啓発のための研修会や講習会を開催する。</li> </ul>

		する。
28年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家が共同して防護計画を策定し、防護資材の設置についても里山と隣接する圃場を囲むように広域的に設置する。</li> <li>・耕作放棄地の草刈り・耕起による管理の徹底、圃場に隣接した里山の下草の除去等の対策を講じる。区域外の平地においては、農地への生ゴミの投棄を廃止するなど、野生鳥獣が出没する環境を作らないという住民全員が共通認識を持てるよう、研修会、講演会を開催する。</li> <li>・牛の放牧を利用した緩衝帯の設置を行う。</li> </ul>
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回体制の確立。</li> <li>・専門的知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・放任果樹の除去。</li> <li>・モンキードッグの導入。</li> <li>・発信器を利用した接近警報システムの利用。</li> </ul>
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識を持った地域リーダーの育成。</li> <li>・地域住民や関係機関と連携して定期的に追い払いを行う。</li> <li>・効果的な防護資材の検討及び啓発のための研修会や講習会を開催する。</li> </ul>

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	邑南町有害鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割	
邑南町役場農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。	
邑南町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
邑南町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。	
島根県農業協同組合島根おち地区本部	有害鳥獣関連情報の提供と、被害防止技術の情報交換等を行う。	
邑智郡森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と、被害防止技術の情報交換等を行う。	
邑南町捕獲班	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。	
石見農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害についての情報交換を行う。	
島根県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。	
江川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と、被害防止技術の情報交換等を行う。	
八戸川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と、被害防止技術の情報交換等を行う。	

### (2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県西部農林振興センター	アドバイザーとして有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
島根県中山間地域研究センター	アドバイザーとして有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

### (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣の管理を積極的に進める観点から鳥獣保護法が改正され、今後さらに実施隊の役割が重要となる。地域ぐるみでの体制を整備するため、講習会等の実施により隊員の質の向上を図る。

### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落内に鳥獣被害対策部等の組織を設置する。部員となる農業者は、野生鳥獣の生態の専門家や市町村、猟友会等で構成する対策支援チームから地域の実態にあった自衛対策の指導を受ける。また、定期的に地域内の環境について改善箇所等のチェックを受けることで、鳥獣被害に強い環境づくりと地域自衛体制を確立する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととするが、食用とすることができる場合は加工販売を目指し、食品衛生法に準じた食肉とするため捕獲後の扱いについて狩猟者へ研修会等を実施する。

また、加工品の研究・開発を行い、処理加工施設を整備し獣肉の有効利用に取り組む。

7.その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

中山間地域直接支払制度等の集落が一体となって被害防止に取り組む施策等と連携し、鳥獣被害に強い環境づくりと地域自衛体制を確立する。